定　　款

（2018年11月改訂版）

特定非営利活動法人　日本コカリナ協会

第１章　　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人日本コカリナ協会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都豊島区におく。

第２章　　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、青少年をはじめとする日本及び世界各国の人々に対し、楽器「コカリナ」に係る演奏活動を初めとした普及活動等の事業を行い、音楽を通して青少年の健全な育成に努め、日本を発信地とした国際文化交流を世界各国に広げることに貢献するという成果を得ることをもって、文化の振興に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）　文化並びに芸術の振興を図る活動

（２）　子どもの健全育成を図る活動

（３）　社会教育の推進を図る活動

（４）　国際文化協力の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）コカリナの普及促進活動。

（２）コカリナ演奏者の養成。

（３）コカリナ生産者の養成。

（４）コカリナによる国際文化交流事業。

（５）その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

２　この法人は、次の収益事業を行う。

（１）コカリナの普及に関する出版事業。

（２）コカリナ演奏者の技能講習及び認定。

（３）コカリナ生産者の技術講習及び認定。

（４）コカリナの品質認定。

３　前項に掲げる事業は、第１項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益

は、第１項に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会　　員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）　正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（２）　賛助会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、その会費は年額１口１，０００円とする。

（３）　特別会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、その会費は年額１口５０，０００円とする。

（入会）

第７条　正会員の入会条件については、特に定めないものとする。

２　正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

４　第１項から第３項の規定は、賛助会員及び特別会員について準用する。

（会費）

第８条　正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

２　前項の規定は、賛助会員及び特別会員について準用する。

（会員の資格の喪失）

第９条　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）　退会届の提出をしたとき。

（２）　本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

（３）　正当な理由なく継続して１年以上会費を滞納し、かつ会費納入の催告に応じないとき。

（４）　除名されたとき。

（５）　この法人が解散したとき。

２　前項の規定は、賛助会員及び特別会員について準用する。

（退会）

第１０条　正会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができ

る。
2　前項の規定は、賛助会員及び特別会員について準用する。

（除名）
第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席会員の３分の２以上の同意を得て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）　この定款または規約に違反したとき。
（２）　この法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第１２条　既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役　　員

（種別及び定数）
第１３条　この法人に次の役員を置く。
（１）　会　　長　　１名以内
（２）　副 会 長　　１名以内
（３）　理 事 長　　１名
（４）　専務理事　　１名以内
（５）　常務理事　　若干名
（６）　理　　事　　２名以上２０名以内
（７）　監　　事　　１名

（選任等）
第１４条　　役員は総会において選任する。
2　理事長、会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって選任する。但し、会長、副会長、専務理事及び常務理事を選任しないことができる。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　理事及び監事は、相互に兼務することができない。
5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
6　理事長は役員に欠員を生じたときは、理事会の承認を得て補欠役員を任命することができる。

（役員の任期）

第１５条　役員の任期は２年とする。但し再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現職者の任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（職務）

第１６条　理事長はこの法人を代表し、その業務を統括する。

２　専務理事は、理事長を補佐し、業務を掌理して、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　常務理事は、この法人の業務を分担掌理する。

４　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）　理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）　この法人の財産の状況を監査すること。

（３）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬）

第１９条　常時勤務する役員は、この法人の総役員数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（顧問及び相談役）

第２０条　この法人に学識経験者等の顧問及び相談役を若干名おくことができる。

２　顧問及び相談役は理事会の承認を得て理事長がこれを委嘱する。

３　顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は理事長が求めた場合には総会又は理事会に出席することができる。

第５章　事務局及び職員

（事務局の設置等）

第２１条　この法人の事務を処理するため事務局を置く。

２　事務局には、事務局長その他の職員若干名を置く。

３　事務局長は、理事長が必要と認めた場合には総会及び理事会に出席することができる。

４　職員は、理事長が任免する。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章　総　会

（種別）

第２２条　この法人の総会は、定期総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２３条　総会は、本会の最高意志決定機関であって正会員をもって構成する。

（権能）

第２４条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更

（２）　解散

（３）　合併

（４）　事業計画及び収支予算並びにその変更

（５）　事業報告及び収支決算

（６）　役員の選任又は解任、職務及び報酬

（７）　会費の額

（８） 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第５２条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（９） 事務局の組織及び運営
(10) その他運営に関する重要事項

（開催）
第２５条 定期総会は、毎年１回開催する。
２ 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１） 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）正会員の５分の１以上から会議の主たる目的事項を示して書面によって臨時総会開催請求があったとき。
（３） 監事が、第１６条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（招集）
第２６条 総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２ 理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第２７条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第２８条 総会は、これを構成する正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（議決）
第２９条 総会における議決事項は、第２６条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、理事長が必要と認める場合には、あらかじめ通知しない事項についても、議決事項とすることができる。
２ 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正社員の過半数同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（表決権等）
第３０条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３１条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　　理　事　会

（構成）

第３２条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３３条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第３４条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　理事長が必要と認めたとき。

（２）　理事総数の４分の１以上から会議の主たる目的事項を示して、書面によって理事会開催請求があったとき。

（３）　監事が、第１６条第５項第５号の規定に基づいて招集するとき。

（招集）

第３５条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３６条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

２　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の定める順序により他の理事がこれに代わる。

（定足数）

第３７条　理事会は、これを構成する理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（議決）

第３８条　理事会における議決事項は、第３５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、理事長が必要と認める場合には、あらかじめ通知しない事項についても、議決事項とすることができる。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（表決権等）

第３９条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前２条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第４０条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所
（２）　理事総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（３）　審議事項
（４）　議事の経過の概要及び議決の結果
（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第８章　　資産及び会計

（資産の構成）

第４１条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）　設立当初の財産目録に記載された資産
（２）　会費
（３）　寄付金品
（４）　財産から生じる収入
（５）　事業に伴う収入
（６）　その他の収入

（資産の区分）

第４２条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）

第４３条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４４条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第４５条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）

第４６条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決

を経なければならない。

（暫定予算）

第４７条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第４８条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４９条　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第５０条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終速やかにに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第５１条　この法人の事業年度は、毎年９月１日に始まり、翌年８月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第５２条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

（請求権）

第５３条　この法人を脱会した者又は除名された者は、この定款に定めのある場合を除き、この法人に対して一切の請求権を有しない。

第９章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５４条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第５５条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産

（６）　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において、正会員総数の４分の３以上の承認を得なければならない。

３　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第５６条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）

第５７条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、この法人と類似の目的を持つ他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、民法第３４条の規定により設立された法人、私立学校法第３条に規定する学校法人並びに社会福祉事業法第２２条に規定する社会福祉法人のいずれかに譲渡するものとする。

（合併）

第５８条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）

第５９条　この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第１１章　雑　則

（細則）

第６０条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第１２章　附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

会　長	黒　坂　正　文
副会長	矢　口　周　美
理事長	小　澤　英　雄
理　事	萩　原　　進
同	須　田　紀　弘
同	小　林　富士子
同	桐　原　由里子
同	佐々木　　保
同	大　島　高　行
同	龍　野　素　子
同	佐々木　みどり
監　事	佐々木　高　志

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１１年８月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４６条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第５１条の規定にかかわらず、成立の日から平成１１年８月３１日までとする。

６　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）	正 会 員	年会費	２，０００円
（２）	賛助会員	年会費（１口）	１，０００円（１口以上とする。）
（３）	特別会員	年会費（１口）	５０，０００円（１口以上とする。）